

3 緊急性が高く、分離保護が必要な場合

(1) やむを得ない事由による措置

①法的根拠と法の解説

通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に老人福祉法第10条の4(居宅サービスの措置)、第11条第1項(施設入所等)の措置を講じます。

介護保険サービスの利用契約を結ぶ能力に欠ける認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などは、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るため、適切に「やむを得ない事由による措置」を行う必要があります。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市町村長が職権により介護保険サービスを利用させることができるものです。なお、利用できるサービスは以下のとおりです。

◆老人福祉法第10条の4

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

※介護保険法施行規則第17条の2に規定する「日常生活上の世話」に限る

- ・短期入所生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護

◆老人福祉法第11条第1項第2号

- ・特別養護老人ホーム

第9条第2項の「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合と認められる高齢者を一時的に保護」とあるのは、あくまでも「例示」であるため、虐待対応として分離保護が必要な場合には、老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」等の市町村による措置を行うべきことが定められています。

老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」ではありませんが、養護老人ホームへの措置(老人福祉法第11条第1項第1号)、養護委託による措置(同第3号)を行うことも考えられます。

②やむを得ない事由による措置の要否の判断

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが見られる場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討します。

本人の同意は事実上必要（認知判断能力のある方が明確に拒否している場合は現実的に保護が困難）ですが、判断能力が不十分な場合は、本人の同意が得られなくても措置が可能です。

本人が費用負担できない場合でも措置が可能です。

<保護・分離の手段>

高齢者自身の意向や心身の状況、必要な支援の内容、面会制限（後述）の要否なども考慮して分離の方法を検討します。

老人福祉法に基づく措置は、要介護者又は要介護認定を受けられる方に限らず、例えば、高齢者虐待により一時的に心身の状況に悪化を来たしているものの、要介護認定を受けうるかどうか判断できない高齢者についても適用できます。

分離の方法（例）

- ・契約による介護保険サービスの利用（短期入所、施設入所等）
- ・医療機関への一時入院（養護委託（後述）含む）
- ・市町村独自事業による一時保護
- ・DV シェルター
- ・軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等
- ・やむを得ない事由等による措置（特養、養護への措置入所、短期入所等）
- ・公営住宅、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅（セーフティネット住宅）等

【参考1】

老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年3月31日老発0331第28号）

第1 入所措置の目的

(1) 65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由（※）により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

（※）「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指します。

(2) 65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合（「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成18年政令）により老人福祉法施行令を改正して規定）

【参考 2】

老人福祉法第 11 条に基づく老人ホームへの入所等の措置について（抄）

〈解説〉

一 本条の措置の意義

（略）

二 職権主義の採用

本条による措置は、当該措置を受けようとする希望者からの申請に基づくものではなく、措置の実施者が職権をもって自主的に行うものとなっている。

（略）

本法が措置について職権主義を採用したとはいえ、この措置が老人の福祉を図るために講ぜられるものである以上、当該措置を受ける老人の意に反する場合において、強制的に措置することはできないものである。

引用文献：厚生省社会局老人福祉課監修「改訂 老人福祉法の解説」中央法規出版、昭和 62 年 11 月 15 日改訂版発行、p84-89.

市町村が、分離による高齢者の保護を必要とする場合、高齢者がサービス利用契約を締結することができない認知症状のある高齢者であることや、養護者を恐れて明確な意思を表示しない・できない状態であることがあります。あるいは、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合や、分離後に養護者による連れ帰りのリスクが想定される場合等があるため、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るため、原則として、適切に「やむを得ない事由による措置」等の措置を適用する必要があります。

③やむを得ない事由による措置の実施手続き

やむを得ない事由による措置の実施手続きを行う部署が高齢者虐待担当部署 と異なる場合、当該部署に措置の実施手続きを依頼します。

措置の適用による養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所の場合、その緊急性の高さから、通常とは異なる入所手続きが可能であることから、高齢者虐待担当部署と措置の実施手続きを行う担当部署との間で、措置を迅速に実施できるルールをあらかじめ整備しておきます。

<対応体制>

事例によっては可能な限り速やかに分離することが必要な場合に、直ちに対応できる体制が必要です。

休日や夜間に関わらず、できる限り速やかに対応することを原則とします。

立入調査と同様に、警察及び医療職等の同行も検討します。

<「やむを得ない事由による措置」の配慮事項>

措置の際、養護者の同意は必要とせず、措置先を養護者に伝える必要はありません。

養護者に対し、保護した事実の説明や今後について話し合うことの必要性や説明の仕方や内容等、保護を検討する段階から検討しておきます。

また、保護と同時、あるいは保護の後に、面会を制限する必要がある場合は、その根拠や手続きなどについて検討をしておきます（面会制限については（3）参照）。

【積極的な措置権限の行使が求められる状況】

- ①「生命または身体に重大な危険の生じるおそれがある」場合（高齢者の判断能力は問わない）
- ②高齢者の判断能力が乏しく、養護者がサービス利用を拒否する場合
例）・緊急性はないものの、認知症等で高齢者の判断能力が減退して高齢者の意思確認ができず、かつ、養護者が高齢者の生活に必要なサービスの利用を拒否している場合。
- ③経済的な虐待があり、生活に必要な金銭が高齢者のために使われていない場合
例）・高齢者の金銭管理能力が低下し、養護者が金銭管理を行っている状況で、高齢者の生活に必要な医療・介護等のサービスが受けられていない、適切な食事が提供されていない、等の場合。
・高齢者に判断能力はあるが、経済的虐待があつて、介護保険制度によるサービス利用の利用者負担を支払うことができない場合。
- ④高齢者が仕返しや暴力を恐れて、または誤った情報や思い込みから自ら助けを求められない場合（または求めようとしない場合）
例）・施設や介護保険サービスへの無知や偏見等から、虐待を耐えてでもサービス利用を拒否する場合
- ⑤面会制限の適用が必要な場合
例）・高齢者自らが養護者等との分離を望んでいるにもかかわらず、養護者の過去の言動から、高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合
※①～④は老人福祉法第10条の4、第11条第1項すべてに該当する状況。
※⑤は第11条第1項第2号及び第3号に該当する状況。

【参考】やむを得ない事由による措置に関するQ&A

- 高齢者本人が明確に分離を拒否している場合であっても、コアメンバー会議で「生命または身体に重大な危険が生じるおそれがある」と判断した場合、やむを得ない事由による措置を行うことは可能でしょうか。
→高齢者本人に判断能力があつて、明確に分離を拒否している場合、やむを得ない事由による措置を適用しての分離はできません。その場合、粘り強く接触を続けて、高齢者本人の理解を求めていくことが重要です。
 - 養護者や家族に措置先を伝えなければならないのでしょうか。
→本人を保護するために分離措置をするわけですから、保護にマイナスになるようなことをすべきではありません。虐待している養護者に措置先を知らせれば、養護者が措置先の施設を探し、高齢者本人と施設が混乱する恐れがあります。
また、家族のなかで、本人保護のための分離措置に賛成してくれている方にも、家族間のやりとりまで制限することができないため、組織的に検討することが必要です。
- 出典：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き。中央法規出版、2011、129p.

高齢者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができる、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

<養護老人ホームへの入所措置>(老人福祉法第11条第1項第1号)

市町村は、「65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なもの」を養護老人ホームに入所させる措置を、必要に応じて講じなければなりません。虐待は、「環境上の理由」の「家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合」に該当します。

通常、養護老人ホームへの入所については入所判定委員会において措置の要否を判定しますが、被虐待高齢者を一時的に保護する場合は、その開催に先行して措置を行うことができます。

<参考>

老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年3月31日老発0331第28号）

第3 入所判定委員会の設置

3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者等に対する支援に関する法律第9条の規定により、養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる高齢者を老人ホームに一時的に保護する場合は、入所判定委員会の開催を待つことなく、入所措置を行うことができるものとする。

第5 老人ホームの入所措置の基準

1 養護老人ホーム

当該老人が次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合に行うものとする。

（1）環境上の事情については、次のア及びイに該当すること。

ア 健康状態 入院加療を要する病態でないこと。

イ 環境の状況 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

（2）経済的事情については、老人福祉法施行令第6条に規定する事項（生活保護受給世帯、市町村民税所得割非課税、または災害その他の事情による困窮）に該当すること。

※元の通知では第2条であったが、その後の条文追加で令和7年現在は第6条

<養護委託>(老人福祉法第11条第1項第3号)

「養護委託」とは、児童福祉分野の社会的養護における里親制度あるいは一時保護委託に近い制度です。

基本的には、「老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であって、市町村が適当と認める」個人の家庭に高齢者の保護を委託することを想定されていますが、「団体の長」として「社会福祉法人等の長」へ養護委託を行うことも想定されており（「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」昭和62年1月31日社老第9号）、「等」に医療法人の長も含まれるとされています。

法人、施設の理解が得られた場合、医療機関や老人保健施設の長等に「養護受託者」として登録してもらい、その管理する施設への入院・入所を養護委託措置として受け取ってもらうことが可能となります。

面会制限の必要な事例で特別養護老人ホームの受け入れ先がなく、老人福祉法第10条の4の内、宿泊可能な事業所を運営する社会福祉法人の長に養護受託者として登録してもらい、養護委託することで面会制限を実施していた例もあります。

精神科の入院制度は精神保健福祉法で定められているため、養護委託ではなく市町村長等の同意による医療保護入院で対応しています。

④措置の費用

<介護保険施設・事業所の場合> ※本人負担 1割の例

介護保険を利用できる場合		
一般的なやむを得ない事由による措置	本人負担1割	保険給付9割
	本人負担	保険給付
高額介護サービス費の適用がある場合	本人負担+措置費=1割	保険給付9割
	本人負担 措置費	保険給付
生活保護相当の場合	(または限度額適用し保険給付)	
	措置費1割	保険給付9割
	措置費	保険給付
本人負担なし		

介護保険を利用できない（給付を受けられない）場合		
一般的なやむを得ない事由による措置	本人負担1割	措置費9割
	本人負担	措置費
高額介護サービス費の適用がある場合	本人負担+措置費=1割	措置費9割
	本人負担 措置費	措置費
生活保護相当の場合	全額措置費	
	措置費	措置費
	本人負担なし	

出典：神奈川県「高齢者虐待防止マニュアル(養護者による高齢者虐待対応:別冊)」から一部修正

措置に関する介護費は、要介護認定及び負担割合の判定の結果に基づき、介護報酬の9~7割相当分は介護保険給付が行われます。給付制限を受けている等の理由で保険給付されない場合は9~7割分も措置費として支弁します。

老人福祉法第10条の4に基づく居宅介護サービスの措置については、居宅介護サービス計画(ケアプラン)の作成、給付管理及び報酬請求が必要となるため、事業所や市町村の介護保険給付担当と調整します。従前から居宅介護サービスを利用していた場

合であっても、宿泊可能な事業所を利用し（行き先を秘匿し）分離する場合は、養護者の追及を避けるため居宅介護支援事業所を変更する等の対応を検討します。

【参考】「平成12年3月7日開催 全国高齢者保健福祉関係主管課長会議資料」（抜粋）

3 平成12年度以降の措置の取り扱いについて

(3) 措置の場合の費用負担関係

ア 特別養護老人ホーム

「やむを得ない事由」により特別養護老人ホームに措置された者の費用負担については、9割（+食費）相当分は、介護保険給付が行われることから、残りの1割（+食費の標準負担額）相当分について、措置費を支弁することになる。（改正後の老人福祉法第21条の2）

老人福祉法第28条に基づく費用の徴収については、この1割程度相当分を対象として、高額介護サービス費の適用を勘案した介護費及び食費に関する利用者負担と同水準の費用徴収を行うこととする。

（保険給付の場合の利用者負担と措置の場合の費用徴収を同一水準とする。）

イ 在宅サービス

基本的に特養の場合と同様、9割相当分は介護保険給付が行われ、1割相当分について措置費を支弁した上で、この1割相当分を費用徴収することになる。

（市町村が一旦支払った上、市町村が利用者から当該額を費用徴収する。）

老人福祉法第28条に基づき、同法第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、その全部または一部を、本人または扶養義務者に請求できます。

1～3割の自己負担額相当分を措置費として支弁し、高額介護サービス費対象額を除き、（入所の場合）居住費及び食費負担額を加算した額を、本人の負担能力を考慮したうえで、本人に請求します。

施設入所中の理美容代、教養娯楽費等の日常生活費については、原則として措置費として支弁する額に含まれないため、措置費として支弁せず施設から本人へ直接請求することになります。市町村の判断で日常生活費を支出する場合は、要綱等の根拠が必要になります。

本人が自身の金銭管理を行うことが難しい場合は、日常生活自立支援事業を利用するか、成年後見人が選任されるまで他の方法による管理が可能か等の検討、協議が必要となります。

【参考】老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について

（平成18年1月24日老発第0124001号厚生 労働省 老健局長通知）

老人保護措置費支弁基準

5 法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置 法第11条第1項第2号の措置に要する費用から、法第21条の2の規定に基づき市町村が支弁することを要しないとされた額を控除した額。 なお、当該「措置に要する費用」には、指定施設サービス等に要する費用額

の算定に関する基準(平成12年2月20日厚生省告示第21号)を準用して算定した額のほか、当該介護保険施設等における居住費及び食費が含まれるものであること。

※下線部追記、平成17年10月からの介護保険施設における居住費自己負担導入による改正

生活保護法による保護は、医療扶助を除き原則として適用されません。

【参考】老人福祉法の施行について伴う留意事項等について(S38.8.1 社発第525号社会局長)
第六 生活保護法における老人ホーム入所者等の取扱いについて

Ⅰ 保護の決定実施

1) 基本原則

イ 現に養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに収容され、又は養護受託者にその養護を委託されている者(以下「入所者等」という。)については同法に基づく援護が行なわれるので、生活保護法による保護は医療扶助を除き原則として適用の必要はないこと。

災害等を理由に徴収額の一部または全部を免除する規定を設けている自治体もあります。虐待等の理由で納付が困難と認められる場合に適用可能かは、老人福祉法第28条の主旨と併せ必要に応じて検討します。

<養護老人ホームの場合>

市町村から施設への支弁額は、国の通知に基づき、施設の所在する市町村が基準改定し措置元の市町村へ通知しています。

養護老人ホーム入所者の徴収金(負担金)は「老人保護措置費の国庫負担について」(昭和四七年六月一日 社第四五一号)に基づき、各市町村で本人及び主たる扶養義務者それぞれの徴収基準を定めています。

災害等を理由に徴収額の一部または全部を免除する規定を設けている自治体もあります。経済的虐待等の理由で納付が困難と認められる場合に適用可能かは、必要に応じて検討します。

主たる扶養義務者の認定は、入所の際に本人と同一世帯(別居であっても生計維持関係)であった配偶者または子のうち、税額が最多の者を認定することを基本としますが、虐待を理由として措置する場合に、養護者を主たる扶養義務者として認定すると「著しい不合理が生じる特別の事情がある場合には、市町村長の判断により適切な措置をとることができる」とされています。

出典:「老人保護措置費の費用基準の取扱いについて」(平成18年1月24日 老発第0124004号)及び「老人保護措置費の費用基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日 老発第0124001号)

生活保護法による保護は、医療扶助を除き原則として適用されません。

入院中の被措置者は、入院期間が3か月を超えた場合措置を廃止されると定められていますが、措置が廃止されるまでの間、老人保護措置費における事務費のほか、生活費のうち、生活保護における日用品費相当額を支弁することができます。

出典:「老人ホームへの入所措置等の指針について」(既出)及び「老人福祉法による被措置者が入院した場合における日用品費の支弁について」(昭和62年1月31日 社老発第10号)

<養護委託の場合>

個人の養護受託者へ委託する場合の費用については「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について」に、高齢者 1 人につき、事務費月額 32,000 円+生活費 50,210 円(乙地)+加算(必要時)等と定められています。

入院中の被措置者は、入院期間が3か月を超えた場合措置を廃止されると定められていますが、措置が廃止されるまでの間、老人保護措置費における事務費のほか、生活費のうち、生活保護における日用品費相当額を支弁することができます。また、「入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたる」とされていることから、当初から入院を前提に養護委託している場合は委託先と居所が変わるものではなく、長期入院も措置の対象として継続することも検討可能です。

団体の長に委託する場合の定めは特にありませんが、社会福祉法人の長や医療法人の長に養護委託されている被措置者が入院・入所した場合、生活保護における日用品費相当額等を含めた自己負担分などを支弁している例があります。また、入院・入所中、上記の事務費・生活費等について養護受託者の同意(辞退)を受け支弁しない例もあります。

入院の場合、病衣やリネン等の日用品類を業者に委託し、委託先のレンタル業者から患者へ請求する例が増えていますが、養護委託先ではない業者からの請求に対し支弁可能かは、市町村ごとに判断する必要があります。病院で一旦立て替える等の対応をして一括請求が可能であれば、支出している例もあります。

⑤措置を実施した後の支援

措置入所等は、高齢者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つです。

施設に保護された高齢者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになるので、高齢者に対する精神的な支援は非常に重要となります。

保護された高齢者が特に介護の必要がなく自立している場合などには、高齢者施設的环境になじめないことも予想されます。可能な限り高齢者本人の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、高齢者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

安全・安心な施設での生活は高齢者にとって生活意欲増進が予想されます。そのため、「自宅に帰りたい」といった意向が見られる可能性があるので虐待解消に向けた取り組みを同時に行います。

やむを得ない事由による措置に伴って面会制限をした場合には、その解除の可否、時期等についてコアメンバー会議を開催します。後見人等が選定された場合、一律に契約による介護保険サービスの利用に切り替え、面会制限解除ということにならないよう留意が必要です。

住民票を元の住所のままにして分離先の居所を養護者に秘匿している場合、医療保険者からの医療費通知等、介護保険者からの給付費通知等から推測されないよう、送付先の変更手続きを行います。

入院している(していた)場合、病衣等の業者から発送される請求書で入院先が養護者に知られてしまう場合があります。(病院を通じ)業者に送付先の変更を相談し、相談郵便局の「転居・転送サービス」(届出日から1年間)を利用することが可能であれば、それも検討します。

住民票を異動する場合、住民基本台帳や戸籍附票の閲覧・交付等について、高齢者虐待の被害者の申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求を拒否できる制度(住民基本台帳の支援措置)が受けられます。

マイナンバーカードを利用している場合、併せて、マイナンバー制度における不開示措置を行う必要があるか、担当課に確認します。

※参考:DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の周知について(平成29年8月9日)

年金の搾取など経済的虐待が行われていた場合には、高齢者の預金口座を変更するなど関係機関との連携が必要となります。

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成26年法律第64号)により、年金詐取や介護放棄等の虐待を受けているおそれのある事案について自治体が行う事実関係の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることとされています(平成26年10月1日施行)。

日本年金機構では、秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者は、以下の支援が受けられます。

a)基礎年金番号を別の番号に変更する

b)本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わないことが可能

家庭に残された養護者や家族の中には、高齢者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。

養護者に対しても、保護した高齢者と同様に精神的な面での支援が必要となる場合があります。

やむを得ない措置実施後の支援について、以下の課題と観点も指摘されています。

措置実施後の課題	課題の具体的内容(例)
契約への移行	・家族等の関わりを見守りながら、契約につなげていくことが課題。 ・成年後見人をつけ、契約に切り替えることを検討。 ・家族が支払いについての約束を守らないため「措置入所」となった事例で、措置費請求に対する対応を観察した上で、契約への移行を考える。

成年後見制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・家族に疾患による心身問題がある場合、任意後見契約等の利用検討。 ・成年後見人をつけても、養護者が握っている金銭を取り上げることに混乱が予想される。
養護者からの保護	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者が障害を持っているため、特に面会の際の対応が難しい。 ・養護者に本人の居場所を教えないようにするなどの徹底した対応が求められる事例がある。 ・養護者は、本人の世話等をしてきたと主張し、措置を不服としている。
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患等を有する家族（養護者含む）に対する支援（精神障害所管課等との連携による処遇）。
経済的虐待の再発防止や金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> ・年金担保貸付金によって経済的虐待があった事例で、償還完了を機にふたたび再燃するおそれがある。 ・今後の金銭管理について、（虐待を行っていた養護者以外の）家族に任せるべきか、第三者の後見人を選任すべきか、見極める必要がある。
本人の費用負担能力	<ul style="list-style-type: none"> ・所持金が少ないために今後の入院等の費用負担に懸念がある。 ・生活保護を受給する場合は、関係機関と連携をとっていくことが課題となる。

<p>やむを得ない措置実施後の支援の観点(例)</p> <p>1 契約への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族の同意を得て契約によるサービス利用に切り替える。 ・認知症等により本人の判断能力が欠けている場合には、成年後見制度の活用により本人の意思決定を支援できるようにし、契約への移行を図る。 <p>2 養護者からの保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的虐待の場合や養護者と被虐待者が依存関係にある等の場合は、養護者が本人の連れ戻しを図ることがあるため、居場所を教えない、施設の対応を厳戒にする等の保護を行う。 ・関係機関との連携や協力により連れ戻されないための支援方針の共有を行う。 <p>3 養護者のフォロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置の実施に養護者が納得していない場合等においては、家族分離によって養護者が精神的に不安定になることもあるため、養護者の介護に関する負担、不安、不満を解決するための支援や現在の気持ちの整理などフォローを十分に行う。 ・養護者からのクレーム、苦情等についても一定の方針・ルールを持って対応する。 <p>4 家族関係の修復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所等の場合には、措置による分離で終わらせるのではなく家族関係の修復、それにより家庭生活への復帰に向けた家族関係調整が必要である。 ・養護者以外の家族や別居親族からキーパーソンを探し出す等して調整を図っていくことも可能。

出典：東京都高齢者虐待対応マニュアルPI46・147 から一部修正

⑥措置廃止の判断と契約の履行

老人ホームの入所者については、年1回入所継続の要否について見直します。

(出典:老人ホームへの入所措置等の指針について(既出))

<家庭へ戻る場合>

関係機関からの支援によって養護者や家族の生活状況が改善し、高齢者が家庭で生活が可能と判断される場合、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による高齢者や養護者等への手厚いフォローが必要となります。

※ 措置期間中に、関係者と情報共有を図るとともに、高齢者本人、養護者等と面会などを定期的に行うなどの取り決めをし、家庭の生活状況、それぞれの心身状況などにも配慮し、必要に応じて社会資源情報の提供を行います。

措置の廃止は、関係者を含む会議や面会状況などの情報をもとに、コアメンバー会議で検討します。

高齢者本人、養護者等の生活状況を踏まえて段階的に措置解消を進めていくことも検討します。

支援状況だけではなく、虐待の原因となる課題などの解決が図られているか、または、解決に向けて順調に支援が進められているかについても検証します。

<介護サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合>

養護者等からの虐待や無視の状況から離脱し、要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になるケースもあります。

成年後見制度を利用する場合は、成年後見人等によって要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約ができます。

(2) 居室の確保と措置による定員超過

①法的根拠と法の解説

市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講じます(第10条)。

高齢者虐待防止法第14条第2項に規定する「居室を確保するための措置」としては、市町村独自に短期療養するための居室を確保して対応する方法も考えられます。なお、地域医療介護総合確保基金(1)地域密着型サービス等整備助成事業において、緊急ショートステイの整備に対する支援も対象となります。

養護受託者として登録が可能な法人・施設の新規開拓も、市町村にとって選択肢を増やすために検討課題となり得ます。

②定員超過の取扱い

虐待を受けた高齢者の措置入所を受け入れた施設がそれにより定員を超過したとしても、災害被災者同様に介護報酬の減算対象とはなりません。

(指定基準の取扱い)

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号)(抄)第25条

- ・指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。
ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(報酬の取扱い)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月8日老企第40号)第2の1(3)⑤

- ・災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

なお、介護報酬の取扱いとしては、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護も同様です。

(3) 面会制限

措置等に基づく高齢者と養護者の面会制限に関する基本的な対応

	養護者	市町村	入所施設等
説明等事項 高齢者への		高齢者への説明と告知 意思の確認	
養護者への説明等事項	<p>【養護者への説明と告知事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○面会制限の事実 ※高齢者虐待防止法第13条、施設管理権、本人の意思に基づく等 ○主担当部署名(担当者名)、連絡先 ○高齢者への面会方法、面会制限に関する注意等 ※主担当者は決めておくが、氏名は知らせないなど、状況に応じた対応も必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の保護(老人福祉法第11条第1項等) ※高齢者虐待防止法第13条に基づく「面会制限」(老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号による措置)の場合は、高齢者及び養護者それぞれに対し、「弁明の機会の付与」の通知書面を交付(行政手続法第30条) なお、「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、「弁明の機会の付与」の手續を執ることができないとき」は省略可(行政手続法第13条第2項第1号) 	<p>措置入所及び面会の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ※養護者の面会に対する取り決め例 ○主担当者を經由しケース会議にて判断し、施設単独では判断しない ○養護者に退去を求めても退去しなかったり、養護者が暴力を振るうような場合には、警察に通報する
面会手続きの基本的な流れ	<p>高齢者との面会の要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が面会できる状態にないことを伝える。 ○養護者への支援の継続 ○面会日時、方法、場所、立会者などを連絡 	<p>①連絡</p> <p>②養護者と面会し、状況や要望を確認</p> <p>③生活状況や高齢者本人の意思を確認</p> <p>④養護者の状況、高齢者の状況の報告</p> <p>主担当者</p> <p>コアメンバー会議</p> <p>※養護者との面会の意思、高齢者の心身状態、養護者の態度や生活状況の改善状況から、面会による危険性や弊害の有無を総合的に判断</p> <p>面会が困難な場合</p> <p>面会が可能な場合</p> <p>面会日程、立会者等の調整</p> <p>主担当者、施設職員等が立会</p>	<p>高齢者施設長</p> <p>高齢者施設長</p> <p>面会の実施</p>
		*面会を実施する毎に、高齢者と養護者の状態が安定しているか等モニタリングを実施し、面会制限の解除、措置の廃止が可能かどうか協議する	
直接入所施設に連絡が入った場合の対応	<p>高齢者との面会の要望</p>	<p>①直接入所施設へ連絡</p> <p>②主担当者への連絡を促す</p> <p>主担当者</p> <p>③電話の様子、養護者の状況を報告</p>	<p>入所施設</p>
強引な面会要求、攻撃的な態度への対応	<p>強引な面会の要望 攻撃的な態度</p>	<p>強引な要求、攻撃的な態度</p> <p>主担当者</p> <p>市町村</p>	<p>入所施設</p> <p>警察</p> <p>養護者に退去を求めても退去しなかったり、養護者が暴力を振るうような場合には、警察に通報する</p>

出典:国マニュアル

①法的根拠と行政処分によらない面会の拒否・制限

分離保護の措置を受けた高齢者に対し、養護者からの様々なアプローチが行われると、虐待を受けた高齢者は、さらなる精神的ダメージや、養護者が高齢者を自宅に連れ帰り、虐待が再発する可能性があります。

高齢者虐待防止法では、やむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所措置または養護委託による措置が採られた場合、市町村長又は養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、高齢者虐待を受けた高齢者と当該虐待を行った養護者の面会を制限することができるとされています(第13条)。

養護老人ホーム及び老人福祉法第10条の4に基づく措置については、行政処分としての面会制限の対象外です。老人福祉法第10条の4の内、宿泊可能な事業所を運営する社会福祉法人の長に養護委託し面会制限を実施した例はあります。

原則として虐待対応における養護者の面会制限は行政責任で行いますが、施設が独自の施設管理権に基づき面会を拒絶することもできます。虐待対応における施設管理権による面会制限は施設の負担となる場合があるため、注意が必要です。

面会制限は高齢者及び養護者にとって、相互に面会する利益の制約となります。市町村の権限と施設管理権を活用し、市町村と施設が密接に連携したうえで保護場所の秘匿を含め、慎重に対応します。

面会は「当該高齢者の同意を前提とした」ものであり、高齢者自身が同意していなければ行政処分としての面会制限実施の有無にかかわらず面会を要しません。措置先を含む個人に関する情報についても、個人情報保護法に基づき同意なく養護者に対し提供されるべきものではありません。

高齢者がある時点で面会を望んでいないとしても、高齢者自身の訴えを直接の理由にすると、将来的に家族関係を再構築した後に報復対象となってしまうおそれもあります。市町村の判断として“高齢者の様子から現時点の面会は適切ではないと判断した”等の説明をした方が、望ましいと考えられます。

面会を行わないことについて、行政処分によらず養護者支援の一環として養護者との話し合いにより、同意を得て決定するのであれば処分通知は不要です。

②面会制限の要否の判断

面会制限や高齢者の分離保護先を秘匿するかどうかの決定は、市町村の判断と責任で行います。

高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによって生じる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討します。

面会制限が必要と判断した場合には、制限する期間を定め、継続の要否を検討する時期を定めておきます。明確な基準は有りませんが、既述(96ページ参照)のとおり老人ホームへの措置入所に関しては年1回継続の要否を見直すことから、同時期に併せて検討することで、事務の遺漏を防ぐことができると考えられます。

面会制限の要否は、やむを得ない事由による措置により特別養護老人ホーム等に入所を依頼することと直接的な関係があるため、措置の適用とともに市町村担当部署の管理職が出席する会議で判断します。

【参考】面会制限を行うことが望ましいと考えられる例

- ・保護した高齢者が施設の環境に慣れ、安心して、施設職員への信頼等が生まれるまでに一定の期間を要すると考えられる場合
- ・高齢者が養護者との面会を望んでいない、または面会することによって高齢者の心身に影響が及ぶと考えられる場合
- ・養護者の過去の言動や、高齢者と養護者の関係性から、強引に高齢者を自宅に連れ戻すことが予測される場合 など

養護者からの依頼で他の親族が施設に面会に訪れ、帰宅を促す等の可能性もあります。市町村は必要に応じて施設長と連携し、居所を秘匿し施設管理権による面会の制限の検討を依頼します。

養護者や家族、親族であることを理由に面会を求められても、高齢者が養護者等と面会をすることで、高齢者への悪影響が予測される場合等、合わせられない理由を説明することが重要です。

● 高齢者虐待防止法第 13 条は、虐待をした養護者の面会を制限していますが、養護者以外の親族に対しても面会を制限することはできますか？

→ 老人ホーム等の施設を管理している施設長は、施設を管理する権限を有しており、その権限に基づいて誰に対しても施設自体あるいはその一部への立入りを拒否することができます。施設長の指示に反して施設に立ち入ったときは、建造物侵入罪に該当する可能性があります。

高齢者虐待防止法は、高齢者を保護するため、養護者と高齢者とを分離し、特別養護老人ホームなどに措置した場合、市町村長または施設長は、虐待をした養護者と高齢者との面会を制限することができることを規定しています（第 13 条）。

この規定は、虐待をした養護者を対象としており、それ以外の者については面会制限の対象にしていません。しかし、虐待をした養護者に頼まれた者が高齢者本人と面会をすることで、高齢者が精神的に苦痛を伴う可能性も考えられます。

そこで、施設長は、高齢者本人を保護するため、施設管理権に基づいて、施設内に入ることや高齢者の部屋への入室を拒否することができます。結果、そのような人々との面会を制限することができます。

出典：社団法人 日本社会福祉士会、市町村・都道府県のための
養護者による高齢者虐待対応の手引き 中央法規出版

③行政処分の手続き

高齢者虐待防止法第 13 条に基づく面会制限の決定は、行政処分に該当することから、行政手続法に則った対応が必要になります。

処分の対象者である高齢者及び養護者に対しては、事前に「弁明の機会の付与」の手続を行う必要があります（行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号、第 29 条ないし第 31 条）。

例外として、「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため」に「弁明の機会の付与」の手続を執ることができないときは、当該手続を省略することが可能です（行政手続法第 13 条第 2 項第 1 号）。面会制限の必要性や緊急性を踏まえて、各市町村において、「弁明の機会の付与」の手続の要否を判断します。

弁明は、行政庁（市町村）が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（弁明書）を提出して行います。市町村は、弁明の機会を付与するにあたり、1. 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項、2. 不利益処分の原因となる事実、3. 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）を記載した書面により通知します（行政手続法第 30 条）。

面会制限を決定した際は、高齢者と養護者双方に通知します。

面会制限の決定を通知する書面には、処分内容（高齢者虐待防止法第 13 条に基づく面会制限をすること・面会制限の対象者・処分通知日・（通知日と効力発生日が異なる場合は）処分の効力発生日）の他、当該処分の理由（行政手続法第 14 条）、審査請求や取消訴訟の提起に関する事項の教示（行政不服審査法第 82 条・行政事件訴訟法第 46 条）を記載する必要があります（次ページ例参照）。

処分の理由には、調査の結果確認できている事実（事実確認票参照）があればそれを記入します。記入内容に迷う場合や訴訟リスクが高い場合は、書面作成段階から市町村の法規担当や弁護士に相談することも選択肢です。

面会制限の対象となる養護者が複数いる場合、それぞれに通知が必要です。同居している養護者の場合に連名で通知することは可能ですが、処分の理由が異なる場合それを明示する必要があります。

処分の通知は口頭でも可能ですが、書面と同様の内容を伝える必要があります。言った言わないの争いになるリスクを避けるためにも、基本的には書面で行うことが望ましいと考えられます。通知後に口頭で補足説明し、以降の対応について話し合うことも可能です。

総務省行政管理局による「行政手続法 事務取扱ガイドライン」には法令・判例等の他、不適切な教示の例も掲載されており、実務上参考になります。

【参考：面会制限通知書の例】

面会制限通知書

年 月 日

様

長



高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第13条の規定に基づき、次のとおり面会を制限するので通知します。

- 1 対象高齢者氏名：
生年月日： 年 月 日
- 2 対象養護者氏名：
生年月日： 年 月 日
住所又は居所：
- 3 面会制限開始日： 年 月 日
- 4 面会制限の理由：

以上

教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求ができなくなります。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

参考：佐倉市高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行細則

高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限は、不利益処分であり、特に養護者の理解・納得を得ることが難しいことが予想されますが、養護者支援の円滑な導入のため

にも、処分を通知する際に可能な限り面会制限について説明し、高齢者及び養護者から理解を得るようにすることが望ましいと考えられます。

施設管理権による面会制限および高齢者自身の意思による面会の拒否は行政処分にあたらないため、これらの場合は一連の手続きは不要です。

④面会制限中の対応についての検討

虐待を行っていた養護者から高齢者への面会申し出があった場合には、担当職員は高齢者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、コアメンバー会議で面会の可否に関する判断を行います。その際には、高齢者の安全を最優先します。

※当該高齢者虐待を行った養護者以外の者が面会を求めてきた場合の対応においても原則の考え方は同じです。

<施設側の対応について>

養護者及び養護者から依頼を受けた親族や知人等から入所の有無についての問合せが入る可能性があります。あった場合の回答は、(事実ではない)「いません」よりも「(入所されているか否かは)お答えできません」の方が適切です。

他の施設に問い合わせが入った場合にも回答を統一するため、あらかじめ市町村から各施設へ研修等で伝えておくことが望ましいです。

既述のとおり養介護施設の長も施設管理権に基づき面会を制限することができますが、その際には事前に市町村と協議を行うことが望まれます。

入所施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応としては、養護者に対して、市町村職員に面会の要望について連絡し判断をおおぐ旨を伝え、施設単独での判断は避けます。最終的な責任を負う市町村が判断し、施設は措置された高齢者の生活を支援するという考え方での役割分担が適切です。

医療機関への入院の場合、施設への措置入所と異なり、養護委託した場合を除き、基本的に面会制限の措置は実施できません。このため、医療機関と相談し、ナースステーションに近い部屋にする、名札を表示しない等の対応を検討する必要があります。養護者が来院した場合は、市町村虐待担当者あてに連絡をもらう、面会時には面会室を使用し職員が同席する、カーテンを開ける等、事案に応じた対応について、病院に協力を依頼します。

⑤面会制限の解除の判断

高齢者の意思や心身の状況、高齢者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し、総合的に検討します。

これらの状況の評価は、評価会議で行います。

【参考】面会制限の解除が可能と判断する際に確認すべきこと

・高齢者に、養護者との面会の意思があるか。

- ・高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているか（養護者の話題を出しても、話をそらしたり、怯えたり、不安がったりする様子がないか、など）。
- ・養護者の態度や生活態度から、虐待行為が繰り返されないと判断できる根拠があるか。

※特に「高齢者の心身状態は、客観的にみて安定しているかどうか」については、施設側と密に連絡をとって判断する必要があります。

⑥面会制限解除後の面会方法

面会できる状態と判断し面会制限解除後も、市町村担当部署の職員や地域包括支援センターの職員等が同席する、面会時間を制限する、施設以外の場所で面会するなどの状況に応じ配慮した対応が基本となります。

成年後見人等が選任され、やむを得ない事情による措置から契約入所に移行した後であっても、養護者と面会することによって高齢者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、前述のとおり虐待対応の一環として、市町村と施設長が十分に協議し、一定の基準を定めて施設管理権による面会制限を行うことができます。養護者に対して高齢者が面会できる状況にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限することが必要となります。

4 対応段階

(1) 対応段階の概要と範囲

初動期段階の評価会議の結果、虐待状況や要因、高齢者本人や養護者等の状況をアセスメントした結果をもとに、虐待対応計画を作成し、具体的な虐待要因（リスク）の解消に必要な支援を行います。

この際も、情報提供の求めを受けた関係機関等（高齢者虐待対応協力者）は、高齢者虐待防止法第9条第1項に基づいて高齢者等の個人情報を提供することが可能です（個人情報保護法第27条第1項第1号、第69条第1項等）。

①対応段階の概要

対応段階では、高齢者の生命・身体の安全確保を常に意識しながら、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送る環境を整えるために必要な対応を行います。

虐待があると判断した事案に対して「情報収集と虐待発生要因・課題の整理→虐待対応方針・計画（案）の作成→虐待対応ケース会議（虐待対応方針・計画の協議・決定）→対応方針・計画の実施→対応段階の評価会議→（評価の内容に応じて）必要な情報収集と整理→虐待対応方針・計画の見直し～終結」という循環を繰り返します。

②対応段階における情報収集と整理

対応段階では、「虐待発生要因の明確化」と、「高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化」の2つを目的として情報収集を行います（初動期段階の事実確認と目的が異なる点に注意してください）。

③発生要因の明確化

虐待は、個々の虐待発生リスクが高齢者と養護者、家族関係、近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源との関係など、それぞれの関係性のなかで相互に作用し合って発生します。

まずは収集した個々の情報から虐待発生のリスクを探り、次にそれらの相互の関係性、虐待の発生の要因を明確にすることで、虐待解消に向けた課題が明らかになります。

④高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化

虐待発生要因を特定し、虐待が解消に至った場合、高齢者の安心した生活に向けて他に必要な対応課題やニーズはないかを見極める必要があります。その際、高齢者本人の意思や希望、養護者・家族の意向について丁寧に把握することが必要です。

また、高齢者と養護者、家族の関係性、近隣・地域住民や地域の社会資源等の情報についても、再度高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた可能性や課題といった視点から整理・分析します。その上で、どのような形態での虐待対応の終結が可能かについて虐待対応ケース会議で検討し、終結まで計画的支援を行います。

(2) 虐待のリスク要因

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合っ起こります。リスク要因としては以下の表のようなものが考えられますが、これらの要因は高齢者や養護者、家族の生活状況や、虐待のリスクを見極めるための重要な指標になります。

多くのリスク要因を有する家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわけではありませんが、リスク要因を有し、支援を必要としている高齢者や養護者、家族などに対して、適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことにつながります。また、虐待が発生した場合も、発生要因を明確にし、虐待解消に必要な支援を行うことが可能となります。

虐待行為は、虐待を受ける高齢者とともに、虐待を行った養護者の心にも傷跡を残し、その後の関係にも影響を及ぼします。こうした意味でも、虐待を未然に防ぐことがより重要となります。

虐待のリスク要因の例

	高齢者の要因	養護者の要因	家族関係・環境要因
生物的要因	・加齢や怪我による ADL(日常生活自立度)の低下 ・疾病・障害がある ・要介護状態 ・認知症の発症・悪化	・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病・障害 ・依存症(アルコール・ギャンブル等)	
心理的要因	・パワレス状態(無気力状態) ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・養護者との依存関係	・パワレス状態(無気力状態) ・性格的な偏り	・親族関係の悪さ・孤立 ・家族の力関係の変化(主要人物の死亡など) ・介護の押し付け

社会的要因	<ul style="list-style-type: none"> ・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの養護者との人間関係の悪さ・希薄・孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納(給付制限状態) 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護や家事に慣れていない ・収入不安定・無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納(給付制限状態) ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・相談者がいない ・認知症に関する知識が希薄(高齢・障害に対する無理解) ・介護や介護負担軽減のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力の世代間・家族間連鎖 ・家屋の老朽化・不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・過疎化、都市化に伴う人のつながりの希薄さ ・地域特有の風習・ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、障害に対する偏見
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

出典:国マニュアルから一部改稿

(3) 情報整理項目と虐待発生リスク

対応段階における情報収集の目的について意識した上で、情報を収集・整理します。収集した情報については、直接確認した事実なのか、伝聞によるものか、情報源を記載しておくことも大切です。

情報をすべて集め終わってからアセスメントをするのではなく、今すぐ必要と思われる支援がある場合には緊急で対応をしつつ、虐待の解消のために何が必要であるかというアセスメントを深めていくことが大切です。

聞き取りを行う際は、高齢者や養護者、発生している状況を理解しようという姿勢で、背景も踏まえて聞き取ることが大切です。

特に養護者への聞き取りを行う際は、事実を確認しようとするあまり責めるような聞き方にならないよう留意し、事実を受け止めるよう心がけましょう。

情報は膨大になるため、情報整理のための様式(「アセスメント要約票」等)を使用することが効果的です。

① 高齢者本人の状況(情報と発生リスクの関係)

<基本情報>

虐待対応計画を立案・実施する上での基本的な情報

初動期段階で、氏名や年齢が不明なまま、高齢者の安全確保を優先した対応を行っている場合もあるため、改めて基本となる情報を整理します。

<高齢者の意向・高齢者の置かれた状態>

高齢者本人から、今後の生活意向についての希望が寄せられている場合、今後の対応方針を決める重要な手がかりとなります。しかし、虐待を受けたことによる心理的な影響が発言に影響していることも考えられます。

高齢者の置かれた状態の初動期段階からの変化についても併せて確認し、情報が客観的に信頼できるものかどうかについて見極める必要があります。

<高齢者の危機対処能力等>

危機対処能力等が低いと判断される場合は、対応段階であっても、引き続き常に安全の確保に留意します。

<高齢者本人の生活基盤(健康面・生活力)>

健康状態については、初動期段階での受診や診断の結果、どのような変化がみられたかについて、確認します。

<サービス・制度利用の状況>

現状の各種サービスや制度の利用状況を確認します。

すでに何らかのサービスや制度を利用している場合、それらの支援者・支援機関は、今後虐待対応を行っていく上で、あるいは虐待解消後の継続的な支援を行っていく上でチームアプローチの構成メンバーともなります。

現状のサービス・制度利用状況を確認することで、今後の支援を通じて有効となるサービス・制度等を明らかにしていきます。

②養護者の情報(情報と発生リスクの関係)

<基本情報>

養護者の氏名・性別・年齢、高齢者の居所に対する希望(自宅または入所・入院など)について整理します。

<養護者の意向と状態>

今後どのような生活を送りたいのか、高齢者のことをどう思っているのか、助けを求める人や場所があるのか、疾患の有無や介入拒否があればその理由は何かなどを整理します。

性格上の傾向やこだわり、対人関係、高齢者本人に対する過去からの感情などの関係性の問題があれば整理します。

<養護者の生活基盤(生活力)>

就労状況、経済状況、特に生活費をどのようにして賄っているのか、借金やギャンブルによるトラブルの有無、滞納、消費者被害の有無等を整理します。

<養護者の介護負担>

介護意欲や介護技術・知識、疾病・障害・認知症に関する知識、介護期間、介護時間、平均睡眠時間、など介護負担にまつわる情報を整理します。

③家族関係

高齢者と養護者の関係性、その他家族の相互関係について整理します。

家族間の関係性や行動パターンをみることは、虐待の解消に向けて、「家族」というシステムのなかで起こる悪循環や虐待解消に向けた介入のポイントを探る上で有効です。

④近隣・地域住民等との関係

関係の有無や具体的内容（良好なのか、険悪なのか、孤立しているのか等）、過去のエピソードなどを含め、本人・家族側、近隣・地域側のそれぞれの状況を確認します。

近隣・地域との関係が虐待発生の間接要因となることも想定され、また、高齢者が安定して生活を送るための環境を整えるための方針を決定していく上で有効です。

⑤地域の社会資源

地域の中には、高齢者の安心した生活に向けた環境整備という点から活用可能な資源があります。活用できる資源がない場合には、何らかの方法で創り出していくことも視野に入れる必要があります（そのためにも地域の社会資源について洗い出しておくことが有効です）。

⑥エコマップ（対応部署・機関の関係図）

エコマップとは、相談者とその家族や周囲の関係者などとの関係性を図に記すものです。高齢者本人と養護者を中心とした、家族や近隣、社会資源との関係を図示することは、登場人物の関係性や状況、つながっているサービスや不足している資源などを整理する上で有効です。

初動期段階から対応段階へと、対応が進むにつれて関係が改善している様子も可視化できます。

今後対応にあたって関与を依頼する関係機関と、現状や目標、役割分担をより共有しやすくなります。

（４）終結に向けたアセスメントと支援メニューの検討

アセスメント結果から支援課題を抽出し、支援目標（支援メニュー）を明確化します。

【アセスメント結果を踏まえた支援メニュー選定の考え方の例】

①高齢者の生命にかかわるような重大な状況にある場合（緊急対応）

緊急的に分離・保護できる手段を検討します。

緊急一時保護、やむを得ない事由による事由による措置など、権限行使も視野に入れて対応を図ります。

②養護者や家族に介護の負担・ストレスがある場合

定期的な訪問を継続し、高齢者本人と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、適切なサービス等の利用を勧めます。

介護負担による疲れやストレスが虐待の要因となっている例も少なくないため、養護者等に対して相談に応じたり、家族会等への参加を勧めたりするなど、介護負担の軽減を目的とした対応を行います。

介護保険サービスの活用（ケアプランの見直し）を検討し、高齢者本人に対する適切な介護と養護者の介護負担やストレスの軽減を図ることを目的に、介護保険サービス等を導入します。

養護者の負担感が大きい場合には、ショートステイやデイサービスなど、養護者が高齢者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

③養護者に介護に対する知識や技術が不足している場合

養護者に認知症や介護に対する正しい知識が不足している場合や、重度の要介護状態にあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

在宅サービスを導入し、サービス提供の中で知識・技術を伝えます。

④高齢者に認知症の症状があると思われる場合

家族に認知症についての相談窓口（医療機関含む）を案内し、接し方についての専門的な助言を受けるよう勧めます。

介護認定申請を促し、訪問介護やデイサービスなど介護サービスの利用につなげ、自立を支援します。

服薬等により症状のコントロールが可能な場合があるので、専門医を紹介し、診断・治療につなげます。

成年後見制度の活用を検討します。

⑤専門的な支援

養護者や家族に障害や特性があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていない、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれ特性に合わせた対応を検討します。また適切な対応を図る必要がある場合は、専門機関からの支援を導入します。

高齢者あるいは養護者に認知症やうつ傾向、閉じこもりなどの症状がみられる場合には、専門医療機関への受診につなぎ、医療的課題を明らかにします。

医療的な課題や疾患特性を考慮しない支援は状況を悪化させる場合もあるので、高齢者や養護者の状態を正確に把握した上で適切な支援を検討します。

養護者からの拒否的な対応は「援助者に対して自分（養護者）を排除しようとする・脅かす存在」としての反応であり、養護者自身が助けを必要としているのかもしれませんが。養護者の話を聞きつつ、具体的な対応を一緒に考える等、対話を重ねていくことが大切です。

⑥経済的な困窮がある場合

各種減免手続きを支援します。

生活困窮者自立支援相談窓口を紹介し、必要に応じ同行相談も検討します。

生活保護受給を相談し、必要と養護者等家族の希望に応じ申請につなげます。

負債等がある場合は、法律相談や法テラス（22ページ）等につなぎ、債務整理について案内します。

(5) 虐待対応計画(案)の作成

①虐待対応計画作成の目的

虐待対応方針・計画(案)の作成は、市町村担当部署の責任で、地域包括支援センターと連携して行います。

高齢者の生命や身体、財産を守るために必要な対応および虐待の解消を意識し、市町村の責任において実施するために作成するものです。

虐待対応ケース会議で協議・決定する原案となるものです。

②虐待対応計画(案)の作成手順

アセスメント結果に基づき虐待発生要因を整理し、虐待対応方針・計画の原案を作成します。

帳票等のツールを使用し、課題や対応方針を整理することが効果的です。

<総合的な対応方針の設定>

虐待発生要因が明確化されたら、虐待解消に向けた総合的な対応方針を検討・設定します。

高齢者本人の意見・希望、養護者の意見・希望の確認とともに、虐待の解消が直ちに高齢者の安心した生活の確保につながるかどうかについても見極め、必要に応じて安心した生活に向けた環境整備についても対応方針を検討・設定します。

<課題の明確化と優先順位の決定>

設定した総合的な対応方針に基づいて、高齢者、養護者、その他の家族、関係者それぞれについて、対応課題を明確化します。

対応の優先順位を決定します。優先順位を検討する際には、課題の「緊急性」や「対応方針の実現に向けた段取り」を意識します。

※「1)総合的な対応方針の設定」と「2)課題の明確化と優先順位の決定」は、方針と個別の課題を見据えながら、前後して設定(決定)する場合があります。

<課題の解決に向けて必要な対応と目標、対応方法、役割分担の設定>

対象者別のそれぞれの課題に対して、必要な対応は何か、対応を行った結果どのような状態になることが望ましいか(目標)、対応方法と役割分担(どこが、何を、どのように対応するか)についても検討します。

関係機関への依頼の必要性、依頼する機関についても検討し選定を行います。

<評価日(期限)の設定>

どのくらいの期間で設定した目標を達成できるかを想定し、あらかじめ評価日(期限)を設定します。

設定した評価日(期限)は当該計画を実施するためのものであるため、それよりも前に予想外の事態が起こった場合の対応、連絡体制についてもあらかじめ検討します。

<対応が必要だが現段階では対応困難な課題/今後検討しなければならない事項など>

総合的な対応方針と照らし合わせたときに、本来であれば対応が必要であるが、現時点では対応が困難な課題（積み残し課題）が発生した場合には、後できちんと確認・検討することができるように、留意点として計画に残します。

（６）虐待対応ケース会議

虐待対応ケース会議では、市町村を責任者として、関係機関それぞれの立場に応じた虐待に関する多角的分析が必要です。各関係機関の機能を生かした役割分担をしながら、虐待対応方針・計画を決定していきます。

策定された虐待対応方針・計画は、関係機関相互に共有し、関係機関が一体となって対応することが大切です。

①出席者

虐待対応方針・計画を協議・決定する場である虐待対応ケース会議は、市町村担当部署の職員と地域包括支援センター職員によって構成されます。

「現在対応を行っている機関」に加え、「今後関与を依頼する機関」にも出席を依頼します。

市町村権限の行使について判断が必要となる場合には、市町村担当部署の管理職が会議に出席することが望まれます。

虐待対応にあたる役割を組織として担ってもらうため、承諾を得たうえで関係機関に出席してもらい、可能な限り、管理職の出席を依頼します。

②協議事項

会議目的の確認

虐待対応方針・計画（案）についての協議・決定

事前に作成された原案に基づき、虐待の解消と高齢者が安定して生活を送るための環境を整えるために、計画内容を協議し決定します。

役割分担と計画実施の期限の設定

必ず、具体的な役割分担や計画実施の期限を設定します。

※設定した評価日より前に状況が変化した場合の連絡体制も決めておきます。

③会議記録の作成・共有

虐待対応方針・計画を作成したら、役割分担に応じて期日までに計画を実施し、評価を行います。毎回の評価では、アセスメントや虐待対応計画の見直しの必要性があるのか、あるいは現在の計画のもとで継続して対応していくのか、などについて適切に見極めます。

(7) 成年後見制度

① 法的根拠

認知症などの理由により認知判断能力の不十分な人に対し、家庭裁判所が適切な法定代理人を選任する成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し意思決定を支援する、権利擁護支援の重要な手段の一つです。

高齢者虐待防止法では、虐待対応の権限行使の一つとして、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（以下「市町村長申立て」といいます。）を行うことが規定されています（法第9条第2項）。

高齢者虐待対応のために市町村長申立てをする場合は、老人福祉法第32条の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」に該当します。

制度が十分に活用されているとは言えない状況にあることから、高齢者虐待防止法には、都道府県や市町村が成年後見制度の周知・促進を図ることも規定されています（法第28条）。

② 成年後見制度活用の判断

高齢者虐待対応において市町村長申立てが必要とされるのは、高齢者の判断能力が不十分である状況等を要因として養護者及び養介護施設従事者等による虐待が生じ、第三者等による身上保護と財産管理が必要である状況が想定されます。

高齢者虐待において、成年後見制度を活用する具体的な場面として、以下のような状況が想定されます。

【成年後見制度を活用することが想定される状況】

- ① 経済的虐待等の場面で、高齢者の生活（医療・介護）のための年金等、収入、資産を確保する必要がある場合
- ② 介護・世話の放棄・放任や介護拒否の場面で、介護保険サービスの利用など生活上必要な契約等の判断に関して、高齢者に代わって高齢者の利益のために判断をすることで、養護者の意思を遮断することができる場合
- ③ やむを得ない事由による措置から契約に切り替える場合
- ④ 経済的虐待によって奪われた財産の回復を図る場合 など

③ 成年後見制度活用の実施手順

成年後見制度の活用が必要と判断した場合は、速やかに申立の準備に入ります。

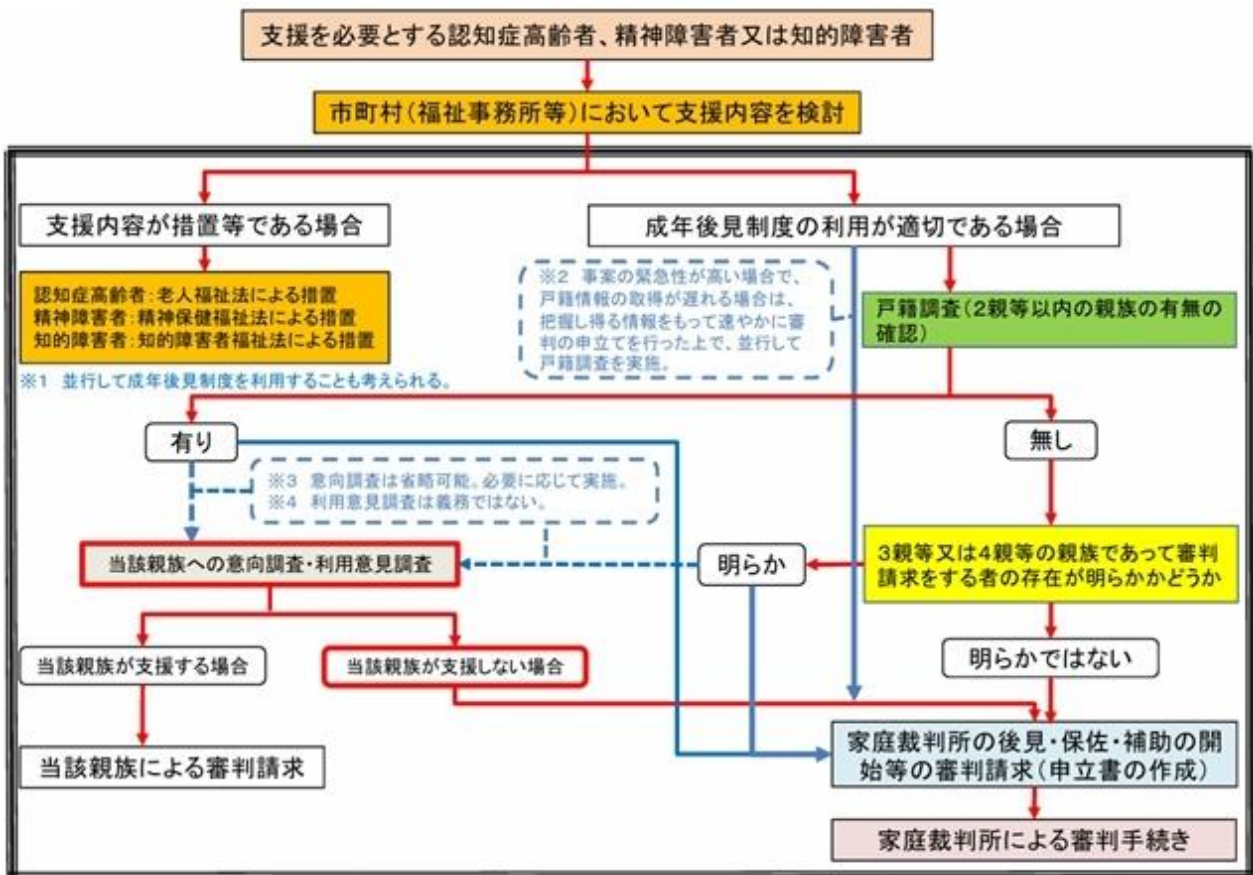
緊急性が高い場合は、審判前に高齢者本人の財産を保全し、本人が不利益行為を行った時に取り消し権を行使するなど、審判前の保全処分を検討します。

虐待事案における市町村長申立てにあたっては、高齢者の居場所を秘匿する必要がある場合は、「非開示の申出書」を添付します。

申し立てや虐待対応に際し本人の資産状況未把握の場合、老人福祉法第36条を根拠に金融機関へ(1)預貯金・有価証券等の有無及び種類、(2)取扱本・支店又は

郵便局名、口座番号等、(3) 指定日現在の預貯金等残高(回答書式指定)を照会可能(回答義務はなし、有償の場合あり)です。

(参考) 市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(虐待等の緊急事案の場合※2~4 参照)



④親族調査の基本的な考え方について

市町村長申立てにおける親族の有無についての調査については、ア 戸籍調査、イ 意向調査、ウ 利用意見調査、の3つがあります。

市町村長申立ての手続きとして、2親等以内の親族の有無を戸籍調査により確認することとされており、虐待等の緊急事案においても、本人に対する権利擁護支援におけるキーパーソンの把握という観点から原則として調査を実施する必要があります。

事案の緊急性が高く、戸籍情報の取得が遅れる場合は、現状把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともできます。

2親等内の親族である養護者への意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができるとされています。一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合等、市町村の判断により意向調査を実施することができますが、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等がさらに悪化することも想定されることから、慎重に実施する必要があります。

利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされていないことから、親族の同意が得られないことを理由として申立て事務を中断することなく、迅速な申立ての実施に努める必要があります(「市町村長による成年後見制度に基づく後見

開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」令和3年11月26日老認発1126第2号:115ページ参照)。

⑤ 審判前の保全処分

後見等の開始の審判の申立てをしても、審判が確定するまでには相当な期間がかかる場合があります。年金等の搾取がある等、審判がおける前に高齢者の財産を守る必要がある場合は、後見等開始の審判の申立てと併せて、家庭裁判所に「審判前の保全処分」の申立て(家事事件手続法126条1項、2項)を行い、財産管理者の選任を求め、速やかに財産管理者が高齢者の財産を保全する手段を活用することが必要です。

※保全処分にあたっては、

ア. 審判開始の蓋然性(決定する見込み)があること

イ. 保全の必要性があること

の二つが要件となります。

任意の「審判前保全処分申立書」(千葉県家庭裁判所では様式は定められていません)に、事件名「財産の管理者の選任等」、申立人の住所・氏名、高齢者本人の住所・氏名・生年月日、求める保全処分「本人(氏名)の財産の管理者の選任の審判を求める」、財産の管理者の候補者(後見人等の候補者)、申立ての理由(保全処分を申立てる理由、経緯、保全の必要性がある具体的な事実)を記載し、必要な書類を添付して直ちに申立を実施します。

家庭裁判所は当該申立てを「財産の管理者の選任等の申立事件」として受理し、後見開始等の審判が効力を生じるまでの間、財産管理人を選任します。審判後、選任された財産管理人は高齢者本人の財産の保全および管理を行うことができます。

審判前の保全処分は正式に成年後見人等が決まるまでの仮の対応です。したがって、後見等開始の審判申立てを行った場合にのみ、審判前の保全処分申立てを行うことができます。

⑥ 住所と居所が異なる場合の対応

原則的に、申立てをする裁判所は、本人(後見人等による支援を受ける方)の住民票上の住所ではなく、本人の生活の本拠のある住所(実際に生活している自宅、施設、病院などの住所)を管轄する家庭裁判所になります。

本人の住所(住民票所在地)と居所が異なる場合の取り扱いについて、国は次ページの基準を示しています。基本的な考え方は、本人の利益の尊重を最優先し迅速な手続きを行うため、本人の状況をよく把握している市町村が行うとされています。

実施にあたっては、虐待の判断や申立前の支援の有無、成年後見制度利用支援事業の実施状況(報酬助成の基準等)において市町村間の差異がある場合も考慮し、市町村間で協議を行う必要があります。

住所地と居住地が異なる場合の成年後見制度市町村長申立てについて

(「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」令和3年11月26日老認発1126第2号)。

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。

これらの観点を総合的に踏まえ、住所(住民登録のある場所をいう。)と居所が異なる市町村である場合、市町村長申立ては原則として、

- ・ 生活保護の実施機関(都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。)
- ・ 入所措置の措置権者
- ・ 介護保険の保険者
- ・ 自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し、施設所在地の市町村が本人の状況をよく把握している場合等は、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地の市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

⑦成年後見制度利用促進と意思決定支援

全国どこに住んでいても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、申立て費用や報酬の助成等を行う事業として、「成年後見制度利用支援事業」があります。

高齢者虐待の対応において、市町村における成年後見制度利用支援事業が未実施であることや、対象者の範囲が異なること等により必要な支援が受けられないことのないよう、積極的な取り組みが求められます。

成年後見制度は、権利擁護支援を支える重要な手段であり、「虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援」とともに「意思決定支援等による権利行使の支援」は本人を中心とした支援、活動の共通基盤となるものです(「第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定)」)。

現行の制度では、成年後見人等が一度選任されると、本人の判断能力が回復しない限り、財産侵害等の課題解決後も利用が継続します。後見人等を含め、本人に関わる支援者らが常に「意思決定の中心に本人を置く」という本人の自己決定権、意思決定支援を意識し支援を行うことが重要です。

【参考資料】複数の市町村が関係する場合の成年後見制度の市町村長申立ての原則的な考え方

◎市町村長申立てに係る申立基準の原則について

【申立基準の原則】(R3通知)

- 市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要。
- 施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮することが必要。



- 本人の住所と居所が異なる市町村である場合の市町村長申立ての原則(R3通知、R3事務連絡)
 - ・本人が単一のサービスを利用している場合は、当該サービスの決定権者（生活保護の実施機関、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村等）となる市町村が原則として申立てを行う。
ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げない。また、居所となる施設所在地市町村や中核機関等は、申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。
 - ・本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等は、下表右欄の市町村が原則として申立てを行う。

ア	生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合	生活保護の実施機関
イ	措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関
ウ	住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとって、より中心的であるサービスを所管する市町村
エ	生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（ただし、長期入院患者の場合で、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているときは、入院前の居住地の市町村が申立てを行うこと）

- 本人の住所と居所が同一市町村である場合の市町村長申立ての原則(R5事務連絡)
 - ・住所地特例（居住地特例）対象施設（グループホーム等）に入居している者で、保険者や支給決定市町村が当該施設への入居前の市町村である場合は、保険者や支給決定市町村である市町村が申立てを行う。
 - ・上記以外の場合は、本人の居住地である市町村が申立てを行う。
- 各市町村が定める要綱等への上記原則の反映(R5事務連絡)

上記原則について、一部の市町村では要綱等に反映されていないことなどから、調整が困難となった事例も確認。必要な申立てが適切に行われるよう、未反映の場合は、見直しを検討するよう依頼。

(例：各市町村に住所や居所が有ることを市町村長申立ての必須の要件とせず、例外を認める)

※都道府県が独自ルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合は、この限りではない。

(8) 対応段階の評価会議

①対応段階の評価会議の開催

虐待対応について責任を持つ市町村は、虐待対応を終結させるまで、高齢者虐待対応協力者との間で、虐待対応計画の実施状況を確認し、虐待状況が解消されたかどうか、対応を終結すべきか、引き続き計画の実施が必要か、改めてアセスメントや計画を見直すかについて、繰り返し協議します。

評価日の設定については、初動期段階とは違って本人の安全確保が行われた上での、虐待対応計画の実施に対する評価となるため初動期段階よりは長くなります。

②対応段階の評価会議の目的、位置付け

初動期段階同様、虐待対応計画（初動期段階では「対応方針」）の実施状況の確認や、対応の適切さに関する評価を行います。

対応段階の評価会議が初動期段階のものとは異なる点は、常に終結の可能性や具体的な形態について意識する点です。

それ以外の会議運営、例えば、「出席者」、「協議事項」、「役割分担」の考え方については、「Ⅱ-1-(8)初動期段階の評価会議(75ページ参照)」に準じます。

コアメンバー会議によって決定した支援方針に従い、取り組むことができたか、課題の解消ができたか、支援機関からの状況の聴取、高齢者や養護者に対する定期的な訪問等を通じて、虐待を受けた高齢者や養護者等の状況を随時確認し、評価会議にて必要に応じ支援方針の修正を図ります。

③具体的な評価の方法、視点

作成した虐待対応計画に即して、実施状況等の確認・評価を行います。

具体的には、初動期段階同様、各目標に対する実施状況、確認した事実と日付、目標及び対応方法の変更の必要性の有無とその内容を確認し、虐待発生リスク状況、高齢者本人、養護者の意向や状況について合議した上で、評価のまとめを行います。

<情報の集約・共有化>

状況の確認は、虐待事例の主担当者が訪問する、援助を行う関係機関の職員から高齢者や養護者等の状況を把握するなど、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行います。

コアメンバー会議では関係機関による高齢者や養護者等に関する情報の集約・共有化の方法などについて取り決めをしておきます。

<評価>

市町村は、虐待対応の終結まで定期的に虐待対応計画が予定通り実行できたか、目標が達成されたか等について評価を行い、支援計画の見直しなどをコアメンバー会議において繰り返します。

<対応段階における再評価>

対応段階における再評価では、支援の調整について、対応の終結を見据えて行い、虐待発生要因のアプローチが適切に行われているかの観点でも評価していきます。

【対応段階における目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項例】

《高齢者》

- 虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- 対応を行った結果、虐待解消に向けた新たな課題が生じていないか。
- 虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- 高齢者の意向を確認しているか。
- 高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- 高齢者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

《養護者》

- 虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- 対応を行った結果、養護者に新たな課題が生じていないか。
- 虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- 虐待を解消していくために、養護者支援の必要性が生じていないか。
- 養護者の意向を確認しているか。
- 養護者の状況や生活に改善が見られているかどうか。
- 養護者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

《その他の家族》

- 他の家族の関わりによって、虐待の解消が図られる状況にあるか。
- 他の家族の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- 対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

《関係者》

- 関係者の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか。
- 関係者の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- 対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

出典：「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(令和7年3月 厚生労働省老健局)より

【高齢者虐待対応評価会議記録票】

対応段階 (PI19)

高齢者虐待対応評価会議記録票

決裁欄(例)		
課長	係長	担当者

高齢者本人氏名 _____ 様 このシートは対応評価会議議事録の役割を果たします。

計画評価: _____ 回目 記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

計画作成者所属 _____ 地域包括支援センター _____

計画作成者氏名 _____

会議日時: _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分

会議目的		出席者		所属: 氏名	所属: 氏名
課題番号	目標	実施状況(誰がどのように取り組んだか) 計画通りの役割分担・対応方法を実施した 場合には、□にチェック	確認した事実と日付		目標及び対応方法の評価 目標及び対応方法に変更の場合、()内に記載
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()
		<input type="checkbox"/>	実施した事実を内容、いつ行なったのか、その結果どうなった		<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()
虐待発生 の リスク 状況	虐待種別	判定	高齢者本人の状況(意見・希望)		介護者の状況(意見・希望)
	1. 身体的虐待		【判定欄に該当番号を記入】 1. 虐待が発生している 2. 虐待の疑いがある 3. 一時的に解消(再発の可能性が残る) 4. 虐待は解消した 5. 虐待は確認された 6. その他		確認事項等を参考に、「終結」「対応の継続」「アセスメント、虐待対応計画の見直し」にするか決定し対応する。
	2. 放棄・放任				
	3. 心理的虐待				
	4. 性的虐待				
	5. 経済的虐待				
6. その他					
新たな対応計画の必要性			評価結果のまとめ(_____ 年 _____ 月 _____ 日現在の状況)	今後の対応	
<input type="checkbox"/>			1. 虐待対応の終結 2. 現在の虐待対応計画内容に基づき、対応を継続 3. アセスメント、虐待対応計画の見直し 4. その他()	1. 権利擁護対応(虐待対応を除く)に移行 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 3. その他()	

公益社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-3(東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書(第2版)」を参考に作成)

終結段階 (PI22)

高齢者虐待対応評価会議記録票

決裁欄(例)		
課長	係長	担当者

高齢者本人氏名 _____ 様 このシートは対応評価会議議事録の役割を果たします。

計画評価: _____ 回目 記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

計画作成者所属 _____ 地域包括支援センター _____

計画作成者氏名 _____

会議日時: _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分

会議目的		出席者		所属: 氏名	所属: 氏名
課題番号	目標	実施状況(誰がどのように取り組んだか) 計画通りの役割分担・対応方法を実施した 場合には、□にチェック	確認した事実と日付		目標及び対応方法の評価 目標及び対応方法に変更の場合、()内に記載
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()
		<input type="checkbox"/>	実施した事実と内容、誰が、どのように、いつ行なったのか、その結果どうなったか等を記載します。		<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 目標達成 <input type="checkbox"/> 目標の継続 <input type="checkbox"/> 対応方法の継続 <input type="checkbox"/> 目標の変更 <input type="checkbox"/> 対応方法の変更 ()
虐待発生 の リスク 状況	虐待種別	判定	高齢者本人の状況(意見・希望)		介護者の状況(意見・希望)
	1. 身体的虐待		【判定欄に該当番号を記入】 1. 虐待が発生している 2. 虐待の疑いがある 3. 一時的に解消(再発の可能性が残る) 4. 虐待は解消した 5. 虐待は確認された 6. その他		終結の際は、今後の対応を決定します。
	2. 放棄・放任				
	3. 心理的虐待				
	4. 性的虐待				
	5. 経済的虐待				
6. その他					
新たな対応計画の必要性			評価結果のまとめ(_____ 年 _____ 月 _____ 日現在の状況)	今後の対応	
<input type="checkbox"/>			1. 虐待対応の終結 2. 現在の虐待対応計画内容に基づき、対応を継続 3. アセスメント、虐待対応計画の見直し 4. その他()	1. 権利擁護対応(虐待対応を除く)に移行 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 3. その他()	

公益社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-3(東京都健康長寿医療センター研究所「支援計画書(第2版)」を参考に作成)

5 終結

虐待対応の終結は、評価会議において判断します。

虐待発生要因へのアプローチにより、「虐待が解消されたこと」、「高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと」、「その状況が一定期間継続していること」を確認し、終結の判断をします。

ただし、これは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。その場合、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。

虐待対応の終結にあたっては、「虐待が解消されたと確認できること」が最低要件となります。

虐待の解消が、高齢者が安心して生活を送ることにつながるのかを見極めます。

(1) 評価のまとめと今後の対応についての協議

虐待対応計画の実施状況等について確認・評価を行った結果、虐待対応を継続するか、継続する場合どのような継続とするか、あるいは終結が可能か等を検討します。

終結が可能かどうかの判断は、虐待発生要因が明確化され、実際に虐待が解消しているか否かが基準となります。

①虐待が解消していない場合

現在の虐待対応計画の対応内容を継続しながら個別の課題や目標設定を変更していくか検討します。

要因分析及び虐待対応計画の見直しを行う必要があるか検討します。

虐待が解消していない場合は、計画の「継続」か「見直し」のどちらかになります。

②虐待が解消された場合

高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、虐待対応として継続する必要があるか検討します。

虐待対応ではなく他の関係機関に関与を引き継ぐことができるか検討します。

虐待対応として環境整備に取り組む必要がない場合には、権利擁護対応（虐待対応を除く）または、包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行するか（両方の場合もある）について検討します。

③会議記録の作成

対応段階の評価会議でも、初動期段階・対応期の評価会議で例示した「高齢者虐待対応評価会議記録票（119ページ参照）」を活用し、虐待対応計画で設定した対応の実施状況や目標の達成状況、確認された事実を正確に把握・記録します。

(2) 虐待対応を終結させる必要性（終結段階）

虐待対応が終結しないということは、高齢者の権利侵害が継続していることを意味します。

高齢者が尊厳ある生活を取り戻すために、虐待対応は常に終結を意識して行います。

① 虐待対応終結の考え方

虐待対応の終結にあたっては、「虐待が解消されたと確認できること」が最低要件です。

評価会議での確認をもとに、それぞれの虐待について虐待の発生要因が明確化され、虐待の解消につながったかどうかを判断します。

複数の虐待が同時に起こっていて、ひとつでも虐待の発生要因が解消されていなければ、引き続き虐待対応を行います。

虐待の解消が確認できたら、虐待の解消が直接、高齢者の安心した生活につながるのかどうかについても見極めます。

虐待の解消だけでは高齢者の安心した生活につながらないと判断した場合、「必要な環境が整ったこと（環境整備の見通しが立っていること）」、「その状況が一定期間継続していること」も終結の要件となります。

高齢者と養護者を分離した場合、そのことで虐待はいったん解消されます。それが高齢者の望む安心した生活なのか、高齢者の望む安心した生活をかなえるためにはどのような対応が必要なのか、またその実現可能性はどうか等についても検討し見通しを立てます。その見通しが立ち継続可能と判断できた時点で終結となります。

可能な限り、高齢者の思いを尊重できる環境を整えますが、本人の生命や身体の安全確保を重視する観点から、必ずしも高齢者の希望する生活と終結の形態とが一致しないことも考えられます（例：高齢者本人は養護者との同居を希望しているが、再び虐待を受けるおそれ強い場合）。

【終結の具体例】

- ・高齢者が施設に入所することとなり、分離を継続することで高齢者の生活が安定した場合
- ・高齢者と養護者が時々面会することで関係が改善され、双方が分離の継続に同意した場合
- ・高齢者自身が養護者のもと以外の居所での生活を選択し、高齢者の居場所を養護者に明確にせず、お互いに別々の生活を営む場合
- ・虐待の発生要因の軽減等と再発防止のための支援体制が整い、元の自宅での生活の再開や継続をする場合
- ・高齢者が死亡した場合 など

②虐待対応の終結から今後の検討へ

「終結」とはあくまでも「虐待対応としての終結」であり、必ずしも当該高齢者や家族との関わりが終了することではありません。

市町村担当部署や地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行します。

《評価会議にて終結判断》

- 虐待が解消されたと確認できること(最低要件)
- 必要な環境が整ったこと(環境整備の見通しが立っていること)

《今後の検討》

虐待対応としての終結後

- 権利擁護対応(虐待対応を除く)に移行
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行
 - 上記両方
 - その他

<地域包括支援センターの関与の検討>

虐待対応終結から、権利擁護対応や、包括的・継続的ケアマネジメント支援に円滑に移行するため、地域包括支援センターの関与のあり方を検討します。

<関係機関との連絡体制の構築>

虐待が再発した場合に備えて、高齢者の生活を支援しているケアマネジメント機関と養護者、家族への支援を行っている機関との連絡連携体制を構築します。

【事例 虐待対応から包括的・継続的ケアマネジメントへ移行】

80代女性認知症の本人(要介護2)と50代女性統合失調症の子(養護者)の2人世帯。母が利用していたデイサービスからの虐待通報にて、市役所(高齢者担当)、地域包括支援センターが関わり、今までは献身的な介護を行っていたが、この1週間で、子から本人への暴言、2度叩いてしまったことがあることがわかり、「心理的虐待・身体的虐待」有りと判断し、対応を行なった。

虐待対応を行なっていく中で、市役所(高齢者担当)、地域包括支援センターの他、本人担当の介護支援専門員、デイサービス職員、子担当の基幹相談支援センター、精神科医病棟のソーシャルワーカーが関わり対応した。

状況を整理すると、本人の認知症が急速に進行し、今まで本人が行なってきた家事や、排泄等ができなくなり、子は介護に疲れ、病院の定期受診が行えていないことがわかった。

初動期段階の対応として、本人のショートステイを利用し、本人、子の休息を行い、子の受診支援を行い、本人は適切な介護を受けること、子は服薬管理調整を行うことで状況は安定した。

対応段階として虐待対応計画の作成・実施をし、本人へのケアプランの見直しを行なった。デイサービス週3回利用、週末にショートステイを可能な限り週1泊2日導入し、子の介護負担軽減を実施した。

また養護者支援として子の通院継続の支援、相談先の確保を行なった。

評価会議を実施し、その後は暴言や叩くことはない(虐待が解消されたと確認できること)。また、サービス見直しにより、本人、子の安定した生活が送れている(必要な環境が整ったこと)を確認し、虐待対応の終結とした。

今後については、地域包括支援センターにて包括的・継続的ケアマネジメントへ移行し、世帯の状況を定期的に確認すること、関係者の情報集約先とすることを確認。

本人は介護支援専門員、デイサービス職員、ショートステイ職員が関わり、通常ケアマネジメント支援へ、子については、基幹相談支援センター、精神科医病院のソーシャルワーカーが関わり、通常受診や相談支援を行なっていくこととした。

《ポイント》

虐待対応を行い評価会議にて「虐待が解消されたと確認できること」「必要な環境が整ったこと」を確認し虐待対応を終結する。

終結後、どのように支援(権利擁護対応(虐待対応を除く)や包括的・継続的ケアマネジメント支援)し対応していくのか確認する。

